

第1号書式

国庫金振替書原符		国庫金振替書	
年 月 日	番号	年 月 日	番号
金額		金額	
振替先		振替先	取引店
受入科目	払出科目	振替元	振替依頼店 日本銀行
		受入科目	払出科目
	余白記載事項		余白記載事項
			印

付 表

国 庫 金 振 替 明 細 表

(国庫金振替書番号)

部 局 等	項	金 額
合 計		

1.4 cm

3.1cm 3.1cm 7.5cm 13.7cm

備考

- 1 用紙の大きさは、国庫金振替書についてはおおむね縦14.8cm、横31.5cmとし、付表についてはおおむね縦11.0cm、横15.2cmとする。
- 2 国庫金振替書を発するときは、振替元欄に記名して印をおし、その他所要事項を記入した上、その取引店に交付するものとする。ただし、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和30年大蔵省令第14号）第4条第2号、第5号又は第11号に規定する償還をさせる場合において発する国庫金振替書にあつては、振替先欄に記名して印をおすものとする。
- 3 分任歳入徴収官の取り扱う歳入に振り替え払い込むために発行する国庫金振替書にあつては、振替先欄の余白に（振替済通知書送付先）の表示をし、分任歳入徴収官官職氏名並びに所属庁名及び所在地を記入するものとする。
- 4 電信振替を要するときには、振替先欄の記載事項にふりがなを付するものとする。
- 5 国庫金振替書を発する場合において、受入科目が同一であるときは、払出科目の部局等、項及び金額については付表に記載することができる。この場合において、払出科目に「内訳別紙明細表のとおり」と記載し、金額欄には付表の合計金額を記載するものとする。